

むすび

これまで、韓国の独占禁止法制について述べてきたが、これまでのまとめとして、韓国の独占禁止法制の特徴を挙げてみると、次のような点を指摘することができる。

まず、第1の点として、韓国の独占禁止法制には、財閥と呼ばれる大規模企業集団に焦点を当てた規制が存在することである。持株会社設立の禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限、債務保証の制限といった株式保有面及び債務保証面からの企業集団規制がそれである。この企業集団規制は、公正取引法の制定当時には存在しなかった。しかし、大規模企業集団は、韓国経済において大きな比重を占めているのみならず、市場の競争状態にとって大きな脅威であったため、企業集団規制が、その後の法改正において導入された。企業集団規制の導入前の韓国の独占禁止法制は、大規模企業集団の存在という韓国経済の特殊性を必ずしも反映したものではなく、大規模企業集団への経済力の集中を抑制することに焦点を当てた規制を欠いていたといえよう。この企業集団規制の導入後においても、同規制については、出資総額の制限の強化、課徴金制度の導入等、規制強化が行われた。この分野において他国には見られない独自の法制度の発展が見られるのである。

次に、第2の点としては、韓国の場合、経済政策の側面から、独占禁止法制とその運用が重視されていることである。もちろん、行政当局には、独占禁止法制が市場経済を維持するための基本的法秩序規範であるという認識はある。しかし、公正取引法の規制とその運用が、韓国経済を運営するための経済政策の一つとして大変重視されている状況が見られるのである。大規模

企業集団は、韓国経済において大きな比重を占めていることからして、それに対する公正取引法の規制の如何は、韓国経済の運営に直接影響を及ぼさざるを得ない側面を持っており、この点からして、公正取引法の規制は、経済政策としても重要性を持たざるを得ないということがある。それに、もともと、韓国の場合、独占禁止法制は、政府主導の開発戦略の行詰りを打開するため、経済政策的側面からの対応の一つとして導入された。このことにも見られるように、当時、独占禁止法制の導入は、市場経済を維持するための基本的法秩序規範として必要不可欠なものとの認識よりも、経済政策的側面からの要請との認識が強かったと考えられる。こうした独占禁止法制を韓国経済の円滑な運営に活用しようとする行政当局の姿勢は、独占禁止法制の導入後、前述のように、大規模企業集団の経済に及ぼす悪影響を規制するため企業集団規制を導入したことに現れている。また、そのみならず、そうした姿勢は、独占禁止法制自体のなかに、韓国企業の国際競争力の強化や産業の合理化に必要な場合に適用を除外する規定やそうした事情を配慮する旨の規定を設けていることに端的に現れている。具体的には、企業結合規制やカルテル規制、企業集団規制における出資総額の制限及び債務保証の制限のなかに見られる適用除外規定等がそれである。また、最近の例では、1994年12月の法改正において、大規模企業集団に属する企業であって、その株式が当該企業集団外に分散所有され、財務構造が健全である企業については、出資総額の規制を適用しない特典が与えられたことがそれである。この特典は、大規模企業集団に属する企業の株式の企業集団外への分散所有を促進し、専門外の分野への無理な事業の拡張に走らせることなく、企業の専門性を深化させ、もって、その国際競争力を強化させることを意図したものである。こうした国際競争力の強化の観点は、独占禁止法制の目指す公正かつ自由な競争の確保という観点とは異なるものであり、独占禁止法制とは整合的でない場合も少なくない。

それに、経済政策的側面の重視の姿勢は、どうしても、法律の実体規定をどのように改正するかという点にまず関心が向けられることになり、手続規

定の整備にまで関心が及び難い面がある。韓国の独占禁止法制には審判手続がないことにも見られるように、手続規定は、実体規定に比べて見劣りしており、手続規定の整備・充実が今後の残された課題となっていると考えられる。

また、第3の点としては、韓国の独占禁止法制が日本のそれと極めて類似している部分が多いことである。韓国における市場支配的地位の濫用行為規制、企業集団規制及び約款規制は、基本的に日本には見られない規制である。しかし、それら以外の規制、つまり、カルテル規制、企業結合規制、不公正取引規制、下請取引の規制及び国際契約の規制については、規定ぶりまで日本の規制と大変よく似ている。これは、韓国のこれら規制が日本法をモデルにしていることによるものであるが、その理由としては、取引慣行や社会的状況等が欧米諸国に比べるとより近いことや、日本での独占禁止法制定着化の経験を生かすことができること等が挙げられよう。しかし、法制面でそれらの規制が類似しているとはいっても、4次にわたる法改正を経て、それら規制についても異なる部分が多くなっている。韓国の経済社会の実態により即したものに改正されるに従い、両国の規制制度面の差異は拡大する傾向にあるといえる。また、それら規制の運用面について見ても、例えば、韓国では、大規模企業集団が競争に与える弊害に対し、厳しく対応するため、不公正取引行為規制において、大規模企業集団に属する企業が同じ集団内の会社とそうでない会社の間で取引において差別的取扱いを行うことは、原則違法とされており、大規模企業集団に対して、規制の厳しい運用が行われている。こうしたことは、差別取扱いのみならず、優越的地位の濫用行為やその他の不公正取引行為の規制、或いは、市場支配的地位の濫用行為の規制においても同様であって、大規模企業集団に対して厳しい対応が見られるところである。こうした運用上の特色は、韓国経済の特殊性を反映したものであるといえよう。

以上、韓国の独占禁止法制及びその運用の特徴を述べてきたが、そこからわかるように、韓国の独占禁止法制及びその運用に最も大きな影響を与えて

いるのは、何と云っても、財閥と呼ばれる大規模企業集団の存在である。大規模企業集団の存在が、韓国の独占禁止法制或いは競争政策を左右しているといっても過言ではない。実際のところ、公正取引法の改正においてその重要な改正の大部分が大規模企業集団の規制に係わるものであった。韓国においては、政府により経済成長を図るための開発戦略がとられ、限られた資源が財閥企業に重点的に配分された結果、財閥が肥大化することになり、その対策として、公正取引法の制定その他の諸施策が講じられた。しかし、それでは不十分なため、その後において、公正取引法に企業集団規制が導入され、さらに、企業集団規制が立て続けに強化される等の対策がとられたのである。韓国の独占禁止当局は、公正取引法制定後、財閥への経済力の集中を緩和し、市場を競争的なものにするために苦慮してきたといえる。今後とも、韓国の独占禁止当局にとっては、この財閥と呼ばれる大規模企業集団をいかに規制し、市場を競争的にしていくかが最大の課題であることに変わりないであろう。政府全体にとっても、同様に、そのことは、重要な政策課題であるであろう。

また、そうした大規模企業集団の問題に加えて、韓国経済が国際化していくなかで、公正かつ自由な競争を推進していくことは、韓国経済の適正な運営を図っていく上でより一層重要な課題となってきた。その意味でも、韓国独占禁止当局の果たす役割は大きく、そうした諸状況が、1994年12月の法改正において、公正取引委員会を政府組織法上の中央行政機関に格上げさせ、併せて、その事務部門もいちだんと拡充・強化させたといえる。今後とも、韓国の独占禁止法制及び競争政策の動向が注目されるところである。